

## 議案第58号

### 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部 改正について

次のとおり公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例の一部を改正する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成15年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 284 号）第 3 条第 3 項ただし書の条例で定める規模は、<u>町村の区域内の</u>都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和 47 年政令第 284 号）第 3 条第 3 項ただし書の条例で定める規模は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。